

令和6年度 千葉県看護協会 重点事業報告

わが国では、少子超高齢社会の人口及び疾病構造を見据えた社会保障制度改革、特に地域包括ケアシステムの構築、医師の働き方改革などの医療提供体制の再構築に向けた取り組みや、少子化対策・子ども政策の強化、女性・高齢者の労働参加が進められている。

さらに、団塊ジュニアが高齢者となる一方で支える人口が減少するなどの様々な社会情勢の大きな変化が見込まれる2040年に向け、一層の制度や体制の整備が求められ、第8次医療計画にも反映されるように取り組みの検討が進められてきた。

このような状況の中、全国的な課題である看護職不足は継続しており、令和5年10月には「看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」が30年ぶりに初めて改正され、量的確保と資質向上を図りながら看護職の確保を推進する方向性が示された。

本県においても2025年には約8,800人の看護職不足が推計されており、看護職の定着・確保対策は重要課題である。病院や訪問看護ステーションに勤務する看護職の離職率は高止まりの傾向にあり、労働環境・処遇改善など働き続けられる環境づくりの推進がますます重要になっている。

さらに、県民の健康上のニーズの増大や、デジタル改革等の社会の変化に対応し、看護職が役割を発揮するためには、新たな知識や技術を学び直すため看護職自身が生涯学習に主体的に取組み、自らキャリア形成に努めること、職能団体や所属する組織には生涯学習を支援する役割が求められている。

また、少子超高齢社会に向けて、医療は病院完結型から地域完結型への移行が加速し、増加する医療依存度の高い在宅療養者や障がい者への支援、社会を支える次世代の子どもたちの健全な育成が求められている。このため、出生前から人生の最終段階に至る全世代を対象に、施設や地域等あらゆる場所で健康の保持増進から看取りまでを専門職や地域住民、自治体等が協働して支える共生社会のしくみである「全世代を対象とした地域包括ケアシステム」の構築・推進が必要である。そのため、在宅医療を支える人材育成、関係機関・団体との連携体制の構築、看一看護連携や多職種とのネットワークづくり（地域連携）、訪問看護への総合的な支援等地域の实情に応じて看護の視点で健康に関する地域課題を共有し、生活の場である地域において切れ目のないケア提供ができるよう進めていく必要がある。加えて、近年の広範囲にわたる災害や新興感染症など県民の生命と生活を脅かす健康危機に対応する体制強化も重要である。

医療政策の分野では、地方分権の推進により、看護職に関わる政策・事業の多くが国から地方に移行している。看護職の機能と役割を十分に発揮するため、今後は一層千葉県、市町村と連携した政策策定への参画と看護政策の推進が重要となる。職能団体として、看護職に関わる様々な課題の解決を進め、地域の各実践の場において、看護職が的確に役割を果たすためには、医療・看護に係る政策の推進役となる本協会が、戦略的・継続的に看護政策を推進する力をつけていくことが必要となっている。そのためには、入会促進活動の推進により会員増を図るとともに、職能間の連携強化が重要である。

以上により、令和6年度本協会は、社会の動向を見据え、看護職が果たすべき役割を見極めながら、看護の専門性を発揮し、県民の健康な生活を支えるべく、令和5年度に取り組んできた5つの重点事業を充実し、「地域における看護職の定着・確保の推進」「質の高い看護の提供体制の構築・推進」「全世代の健康を支える看護提供体制の構築・推進」「地域における健康危機管理体制の強化」「組織基盤の強化」とし、地域において全世代の健康を支える取組みを継続的に進めることとして、事業を展開していく。

令和6年度 重点事業

- 1 地域における看護職の定着・確保の推進
- 2 質の高い看護の提供体制の構築・推進
- 3 全世代の健康を支える看護提供体制の構築・推進
- 4 地域における健康危機管理体制の強化
- 5 組織基盤の強化

重点事業：

- 1-1 第5次看護職定着・確保の推進
- 1-2 ヘルシーワークプレイスの推進
- 1-3 ナースセンター事業の推進
- 1-4 看護職の魅力の発信による次世代を担う人材の確保

- 2-1 生涯学習支援
- 2-2 看護研究学会の開催
- 2-3 認定看護師・専門看護師・認定看護管理者の活動推進に向けた啓発
- 2-4 特定行為研修制度の普及・活用
- 2-5 中小規模病院看護管理者の育成
- 2-6 医療安全対策の推進

- 3-1 全世代を対象とした地域包括ケアシステムの構築・推進
- 3-2 訪問看護・看多機の推進
- 3-3 地域包括ケアを実現するための人材確保（保健師・助産師・訪問看護師等）

- 4-1 大規模災害発生時の対応体制の強化
- 4-2 新興感染症等パンデミックへの対応体制の強化
- 4-3 協会における事業継続計画（BCP）の策定

- 5-1 会員の定着・確保・拡大
- 5-2 看護政策推進力の強化

1 地域における看護職の定着・確保の推進

1-1 第5次看護職定着・確保の推進

実施内容

1. 第5次看護職定着確保推進計画の推進

- 1) 看護職定着確保推進計画の推進
- 2) 看護職定着確保対策協議会の開催 年1回
- 3) 看護職定着確保対策事業の普及啓発

事業概要【事業経過、課題、今後の展望】

当協会では、2020年より健康の保持増進、疾病予防、病気や障がいがあっても自分らしい生活が送れるよう「2025年に向けた看護の挑戦 看護の将来ビジョン～いのち・暮らし・尊厳をまもり支える看護～」の実現を目指している。本県は特に慢性的な看護師不足が続いており、地域偏在や領域別偏在が指摘されている。このような中で、令和3年度から5か年計画となる第5次看護職定着・確保推進計画を作成し、目標を達成するための設定指標（数値目標）を設定して各事業を推進している。

成果

- 1) 看護職定着確保推進計画の推進
- 2) 看護職定着確保対策協議会の開催 3/3 集合開催 委員10名出席
- 3) 看護職定着確保対策事業の普及啓発
 - (1) 「看護ちば」、ホームページ等による広報掲載継続

1 地域における看護職の定着・確保の推進

1-2 ヘルシーワークプレイスの推進

(健康で安全な職場づくりの取り組み)

実施内容

1. ヘルシーワークプレイス推進事業

- 1) ヘルシーワークプレイス取組宣言施設の増加
- 2) 「ヘルシーワークプレイス推進週間(10/1～10/7)」の推進
 - (1) ヘルシーワークプレイス交流会
- 3) ヘルシーワークプレイス研修(生涯学習)
- 4) ヘルシーワークプレイス推進アドバイザーによる相談支援の強化
 - (1) 電話・メール相談
 - (2) 施設支援
- 5) 看護職の処遇改善に関する実態把握

事業概要【事業経過、課題、今後の展望】

千葉県では慢性的な看護師不足や離職率が高い状況が続いており、看護職定着・確保推進計画の目標に「質の高い医療・看護を提供するため、看護職が働き続けられる職場づくりの推進」を掲げ、ヘルシーワークプレイス推進事業等に取り組んでいる。これまでの取り組みから、労働条件や処遇改善、ハラスメント対策、子育て支援制度の整備、多様な勤務形態の導入などの効果がみられたが、相談窓口には多岐にわたる相談が寄せられている現状がある。

引き続き、ヘルシーワークプレイスの実現に向けて、ヘルシーワークプレイスガイドライン(日本看護協会2004年度策定)の活用を図りながら取り組むこととする。推進に当たっては、ヘルシーワークプレイス推進アドバイザーによる相談支援や、会員施設の交流等を通して、県内施設が健康で安全な職場を目指せるよう支援する。

成果

- 1) ヘルシーワークプレイス取組宣言施設の増加 応募施設 7施設
- 2) 「ヘルシーワークプレイス推進週間(10/1～10/7)」の推進
 - (1) ヘルシーワークプレイス交流会 10/3 参加者101名
- 3) ヘルシーワークプレイス研修(生涯学習)
- 4) ヘルシーワークプレイス推進アドバイザーによる相談支援の強化
 - (1) 相談 52件 相談案内カード・チラシを随時配布
 - (2) 施設支援 32件
- 5) 看護職の処遇改善に関する実態把握
看護職の定着・確保に係る実態調査(病院看護管理者対象)
今年度の診療報酬改定による給料のベースアップ予定施設 67.9%

1 地域における看護職の定着・確保の推進

1-3 ナースセンター事業の推進

(安定的な定着・確保対策の実践、再就業支援等)

実施内容

1. ナースセンター事業

- 1) 看護職の定着確保に係る実態調査
- 2) 看護職の無料職業紹介
- 3) 届出制度
- 4) 未就業看護職の就業支援
- 5) ナースセンター運営委員会
- 6) ナースセンター事業の広報
- 7) 日本看護協会・中央ナースセンターと公共職業安定所等との連携
- 8) 看護職への相談支援
- 9) 看護進路相談事業
 - (1) 出前授業
 - (2) ふれあい看護体験
 - (3) 進路相談
- 10) 訪問看護再就業支援事業

事業概要【事業経過、課題、今後の展望】

「看護師等の人材確保の促進に関する法律」に基づき、千葉県から看護協会が「千葉県ナースセンター」として指定を受け事業を実施している。

千葉県の就業看護職員数は、令和4年の従事者届によると62,016人と2年前に比較し894人増加しているが、人口10万対で989.7人（全国45位）と厳しい水準にあり、2025年には約8,800人の看護職が不足すると見込まれている。

ナースセンターを介した再就業者は増加傾向にあるものの、求人施設と求職者の登録促進とマッチングの強化が課題である。特に、60歳以上や非常勤の雇用を希望する求職者が増加傾向にあり、求人施設の開拓が必要である。また、ナースセンターの認知度を高める取り組みを強化し、求人施設・求職者の活用拡大を図ることが必要である。

なお、令和5年10月に「看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」が改正され、今後、ナースセンターの役割として盛り込まれた看護師等のスキルアップ支援や、看護補助者の職業紹介、デジタル改革関連法を踏まえた看護職の人材活用システムの運用等については、具体的な進め方を県と協議していく。

成果

- 1) 看護職の定着・確保に係る実態調査

- (1) 病院看護管理者

287施設に5/1～5/20の期間で実施、有効回収率 55.4%

- (2) 未就業看護職
185名に5/10～5/31の期間で実施、有効回収率 15.1%
- (3) 新人看護職
会員施設612、新卒者を採用した訪問看護ステーション3施設及びフレッシュ
セミナー集合研修参加者へ協力依頼し、9/27～10/11の期間で実施
回答数 645名
- (4) 訪問看護ステーション管理者
651ステーションに6/14～6/28の期間で実施、有効回収率 33.5%
- (5) 統括保健師
県1名、市町村54名に6/14～6/28の期間で実施、有効回収率 85.5%
- (6) 再就業者
140名に5/27～6/17の期間で実施、有効回収率 37.1%
- 2) 看護職の無料職業紹介
eナースセンター利用者数 11,239名
新規求人数 1,613名
紹介者数 425名
就職者数 363名
- 3) 届出制度
届出者数 697名 (代行届出数 386名 代行届出率 55.4%)
- 4) 未就業看護職の就業支援
 - (1) 看護基礎技術講習会 61回 (参加者 実103名 延152名 就業者62名)
 - (2) 合同就職説明会 7/12 12/7 参加者47名 就業者15名
 - (3) 求人情報誌発行 4回 (6月 9月 12月 3月)
 - (4) 公共職業安定所出張相談会 74回 相談 167名
社会福祉協議会と連携した出張相談 3回 相談 4名
 - (5) サテライト事業の推進 (再掲)
 - (6) 就業支援
面接 146名 電話 1,606名 メール 1,797名 オンライン 17名
 - (7) プラチナナース研修会 7/12 参加者56名
 - (8) 相談者就業確認 2月
 - (9) 未就業看護職へのeラーニング研修 学研ナーシングサポート 参加者48名
ビジュアルナーシングメソッド 参加者49名
- 5) ナースセンター運営委員会 12/26 集合開催 委員12名出席
- 6) ナースセンター事業の広報
「看護ちば」にナースセンターだよりを掲載
149号(4月) 150号(7月) 151号(10月) 152号(1月)
- 7) 日本看護協会・中央ナースセンターと公共職業安定所等との連携
 - (1) 2024年度ナースセンター事業担当者会議 (日本看護協会主催) 5/21
 - (2) 2024年度地域に必要な看護職確保推進事業 実施要項説明会
(日本看護協会主催) 6/12
 - (3) 2024年度ナースセンター事業担当者情報交換会 (日本看護協会主催)
7/10 9/4 11/28 1/15
 - (4) 2024年度キャリアコンサルティング研修 7/24 8/13
 - (5) 令和6年度ナースセンター・ハローワーク連携事業調整会議 8/7 2/13
 - (6) 2025年度地域の実情に応じた看護職確保推進事業 開催要項説明会
(日本看護協会主催) 3/14
- 8) 看護職への相談支援 3,566名 (再掲)

9) 看護進路相談事業

- (1) 出前授業 実施校 48校
(小学校 9校 中学校 27校 高等学校 10校 中高一貫校 2校)
参加者 4,768名
- (2) ふれあい看護体験 協力施設 83施設 実施施設数(延) 112施設
参加者 625名
- (3) 進路相談 29件

10) 訪問看護再就業支援事業

- ・訪問看護基礎研修会 参加者 33名
集合開催(7/8 10/25 12/10) ハイブリッド開催(9/3)
- ・訪問看護ステーション見学体験 参加者6名
- ・訪問看護就職フェア 10/25 集合開催 参加者10名

1 地域における看護職の定着・確保の推進

1-4 看護職の魅力の発信による次世代を担う人材の確保

実施内容

1. 看護職の魅力の発信による次世代を担う人材の確保事業

- 1) 「看護の日・看護週間」
- 2) 進路相談（再掲）
- 3) 出前授業（再掲）
- 4) ふれあい看護体験（再掲）

事業概要【事業経過、課題、今後の展望】

21世紀の高齢社会を支えていくため、看護の心、ケアの心、助け合いの心を誰もが育むきっかけになるよう、1990年に国は5月12日を「看護の日」、その日を含む日曜日から土曜日までを「看護週間」に定めた。18歳人口が減少し看護人材が不足することから、2030年には18歳人口の18人に1人に看護の仕事を選択してもらう必要がある。そのため2021年から2030年度の「看護の日・看護週間」事業ではメインテーマ“看護の心をみんなのこころに”を伝えるとともに、対象を主に若年層として「看護の人材確保」を目的とした事業を実施していく（日本看護協会）。千葉県においても2025年には約8,800人の看護師不足が推計されている。

本協会では、令和3年度より「看護の日・看護週間」を中央行事として位置づけ、地区行事とも連動し、次世代を担う人材の確保に努めている。

県内の学校に通う児童・生徒や保護者、学校の進路相談担当者を対象とした進路相談、また、出前授業やふれあい看護体験により、看護についての知識や理解を深め、看護人材の確保につなげられるよう進めていく。

成果

- 1) 「看護の日・看護週間」
テーマ 看護の力を未来へつなげよう
中央行事 5/12開催
地区部会行事 5/11～18開催
参加者数 1,342人
「看護の日・看護週間」実行委員会 8/2 1/17
- 2) 進路相談 29件
- 3) 出前授業 実施校 48校
(小学校 9校 中学校 27校 高等学校 10校 中高一貫校 2校)
参加者 4,768名
- 4) ふれあい看護体験 協力施設 83施設 実施回数 112施設
参加者 625名

2 質の高い看護の提供体制の構築・推進

2-1 生涯学習支援

実施内容

1. 生涯学習支援

- 1) 質の高い看護の普及に向けた継続学習のための研修
- 2) ラダーと連携した継続学習のための研修
- 3) 人材育成や教育支援を行う者を対象とした研修
- 4) 看護管理者を対象とした研修
- 5) 資格認定教育

事業概要【事業経過、課題、今後の展望】

日本は、少子超高齢化の進行、人々の価値観の変化等により、健康上のニーズは増大し、多様化・複雑化している。また、デジタル化や持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けた取り組みの推進、人生100年時代の到来等により、社会全体も様々に変化している。

それに伴い、看護職の活躍する領域や場の多様化が進み、社会から看護職の役割発揮が期待されている。その期待に応えるためには、看護職が各自のライフイベントや価値観に応じて、仕事と生活の調和を図りながら自律的に学ぶことが求められる。

当協会では、令和5年6月に日本看護協会が公表した「看護職の生涯学習ガイドライン」等に鑑みて、個々の看護職が専門職として自己研鑽でき、所属する組織及び地域等のニーズにも対応できるような実践的で活用しやすい研修を、検討し実施していく必要がある。

また、対面研修とWeb配信研修の特徴を活かし、研修内容に合わせて研修方法を選択し、受講しやすく効果が最大限になるように、研修を企画し実施していく。

成果

1. 生涯学習支援

研修開催状況

113研修実施 114研修中 2研修中止 1研修追加（県委託）

2 質の高い看護の提供体制の構築・推進

2-2 看護研究学会の開催

実施内容

1. 看護研究学会の開催

1) 第42回千葉県看護研究学会の開催

令和6年11月1日（金）

事業概要【事業経過、課題、今後の展望】

看護研究を行うことは、科学的根拠に基づく看護（EBN）を実践することにつながり、看護の質の向上を目指した活動であり、専門職としての責務でもある。本協会では昭和57年度から研究発表を行う場として看護研究学会を毎年1回開催してきた。しかし、令和元年度以降、演題応募数が減少傾向にある。

臨床現場において質の高い看護を提供するためには、看護研究に取り組み、研究結果として得られた新知見を発表し共有できる看護研究学会の開催意義は大きい。そこで、演題数及び参加者数の増加を図るため、令和4年度からは実践報告を加え、令和5年度からは交流集会を取り入れた。

さらに、看護研究に必須となった倫理審査を受けやすいように、倫理審査委員会を設置し、看護研究に取り組みやすい環境づくりを強化していく。

成果

1) 第42回千葉県看護研究学会の開催

テーマ 未来へつなぐ看護の力 ～看護の原点を見つめて～

特別講演

研究発表 17演題 実践報告 18演題 計35演題（23施設）

交流集会 3題

研究支援 2件

参加者 235名（看護職199名 学生36名）
（当日参加 25名）

2 質の高い看護の提供体制の構築・推進

2-3 認定看護師・専門看護師・認定看護管理者の活動推進に向けた啓発

実施内容

1. 認定看護師・専門看護師・認定看護管理者の活動推進に向けた啓発

- 1) 専門・認定看護師制度の普及・活用
 - (1) 専門・認定看護師等の理解と資格取得の推進
 - (2) 専門・認定看護師・認定看護管理者の登録制の活用推進

事業概要【事業経過、課題、今後の展望】

平成6年に資格認定制度が発足し、診療報酬加算の要件に専門看護師・認定看護師の配置が規定されていることもあり、専門・認定看護師制度の普及は進んでいる。令和5年12月現在の千葉県登録者数は、専門看護師129名、認定看護師893名となった。令和2年以降の新型コロナウイルス感染症対策においては、感染の分野の専門看護師・認定看護師が専門性を発揮して活動したことで、専門性の高い看護職の担う役割の重要性が認知された。

令和4年12月の日本看護協会認定部の調査によると、認定看護師が所属している病院の割合は、200～299床で65.1%、150～199床で48.0%と令和3年の調査より増加している。しかし、150床未満では17.0%であり、小規模病院における認定看護師の資格取得・就業に課題がある。

今後もチーム医療を推進していく中で看護の専門性を発揮するためには、より専門的で質の高い知識や技術を持ったスペシャリストの育成は不可欠である。組織として資格取得と活動を支援できるよう、活用可能な情報を適宜発信していく必要がある。さらに、スペシャリストナースを目指すきっかけとなる研修を企画し実施していく。

また、研修等で指導・支援可能な県内の専門看護師・認定看護師の状況を把握し、人材登録を推進し、スペシャリストナースの活動及び活躍の場を拡大していく。

成果

- 1) 専門・認定看護師制度の普及・活用
 - (1) 生涯学習研修の担当講師
専門・認定看護師の講師 32研修 57名
 - (2) 講師等人材登録 登録者数 48名
講師等人材登録 活用依頼 3件

2 質の高い看護の提供体制の構築・推進

2-4 特定行為研修制度の普及・活用

実施内容

1. 看護職の専門性の理解と活動推進に向けた啓発

- 1) 特定行為研修制度の普及・活用
特定行為研修制度の理解と資格取得の推進

事業概要【事業経過、課題、今後の展望】

チーム医療を推進し、看護師がさらに役割を発揮するために、平成27年10月に「特定行為に係る研修制度」が施行され、令和元年度の認定看護師制度改正により、認定看護師教育課程に特定行為研修が組み込まれ、令和3年度から活動を開始している。

日本看護協会の「看護の将来ビジョン」（平成27年）において、特定行為研修制度を通して、高度な看護を実践する能力を持つ看護職の育成を推進するとしており、少子超高齢社会における地域・国民のニーズに積極的に応えるため、制度の活用の推進が求められている。また、チーム医療及び医師の働き方改革を推進する観点からタスク・シフティングを進めるためにも、この制度の普及と活用が重要である。

令和5年に、全国の特定行為研修修了者は6,875人、研修機関は46都道府県で373機関となり、千葉県においては、282人、9機関と増加してきている。質の高い看護の提供体制の構築を目指し、本協会の会員施設及び会員に対して特定行為研修制度の理解促進のために、特定行為研修修了者の活動や指定研修機関の研修生受け入れに関する情報提供等を行う。

成果

- 1) 特定行為研修制度の普及・活用
看護師の特定行為研修制度と研修修了者の実践 1/27 14名

2 質の高い看護の提供体制の構築・推進

2-5 中小規模病院看護管理者の育成 (地域内の施設間連携の推進)

実施内容

1. 中小規模病院看護管理者の育成

- 1) 中小規模病院看護管理者研修・情報交換会
- 2) 看護管理者研修（再掲）

事業概要【事業経過、課題、今後の展望】

2025年を見据え、医療は病院完結型から地域完結型へシフトチェンジし、地域連携の構築及び強化が重要となっている。また、医療費抑制傾向にある診療報酬改定が続き、看護管理者の経営参画意識の向上が病院維持に不可欠になってきている。300床未満の中小規模病院が約8割を占める千葉県においては、地域医療を担う中小規模病院の看護管理者の果たす役割は大きい。しかし、中小規模病院の看護管理者は、時間や人員に余裕がなく、希望どおりに看護管理者対象の研修等に参加しにくい状況であると推察される。

そこで、中小規模病院の看護管理者が、看護に関連する診療報酬の活用・看護の質向上・看護職員の定着と確保・問題解決技法等について学びやすい研修を企画し、マネジメント力の向上を図れるようにする必要がある。

平成24年から、長期間現場を離れることが難しい看護管理者が参加しやすいように、看護管理の基礎知識を系統的に学べる5日間の研修を開催している。また、平成28年からは、地域特有の課題について情報共有ができ、成長とネットワークつくりの場としても活用できる研修を、各地区で開催している。

成果

1) 中小規模病院看護管理者研修・情報交換会

山武地区	10/31	参加者	午前 11名	午後 4名
安房地区	1/30	参加者	午前 10名Web	午後中止
市川地区	2/18	参加者	午前 5名	午後3名

2 質の高い看護の提供体制の構築・推進

2-6 医療安全対策の推進

実施内容

1. 医療安全対策の推進

- 1) 医療・看護に関する相談支援・情報提供
 - (1) 相談支援（医療事故報告者、施設等への相談支援等）
 - (2) 情報提供（「世界患者安全の日」の啓発等）
- 2) 医療安全の推進
 - (1) 医療安全大会の開催
 - (2) 医療安全推進の普及啓発
- 3) 医療安全管理者の育成
 - (1) 医療安全管理者養成研修会
 - (2) 医療安全担当者中央交流会
 - (3) 医療安全担当者地区交流会
- 4) 関係機関等との連携促進

事業概要【事業経過、課題、今後の展望】

平成11年の患者取違い事故以降、国は医療機関における医療安全管理体制の整備を進めてきた。また、日本看護協会では、職能団体として看護職の安全なケア環境をつくるため様々な取り組みを行っている。本会においても、看護の質向上により看護職が安全に安心して働き続けられる環境づくりを目指し、医療安全対策を推進してきた。

平成17年より「医療安全推進週間」に合わせて、多職種参加の医療安全大会の開催や医療安全に関する標語を募集しポスターにして配布する等、県内の医療従事者の、医療安全への意識の向上と普及啓発を図ってきた。令和4年からは、医療安全に関するチーム活動を募集し、多職種協働の推進も強化している。

さらに、平成31年の世界保健機関の総会において、患者安全を促進することへの人々の意識・関心を高め、国際的な理解を深めるため、9月17日が「世界患者安全の日」と制定された。「医療安全推進週間」とともに、医療安全文化の醸成に向けた取り組みを継続していく。

成果

- 1) 医療・看護に関する相談支援・情報提供
 - (2) 情報提供（「世界患者安全の日」の啓発等）
ホームページへの掲載
- 2) 医療安全の推進
 - (1) 医療安全大会の開催 11/24 参加者191名
テーマ Patient (and family) engagement 患者は医療チームの一員
 - (2) 医療安全推進の普及啓発
医療安全に関する標語 応募総数1,135作品
医療安全に関するチーム活動 応募総数4施設
- 3) 医療安全管理者の育成
 - (2) 医療安全担当者中央交流会 9/14 参加者 78名
 - (3) 医療安全担当者地区交流会 参加者 計157名（看護師101名 看護職以外56名）

東葛地区	10/4	参加者	54名	（看護職	31名	看護職以外	23名）
長夷地区	10/10	参加者	54名	（看護職	34名	看護職以外	20名）
千葉地区	1/21	参加者	49名	（看護職	36名	看護職以外	13名）

3 全世代の健康を支える看護提供体制の構築・推進

3-1 全世代を対象とした地域包括ケアシステムの構築・推進

実施内容

1. 全世代を対象とした地域包括ケアシステムの構築・推進

- 1) 4 職能委員長会議の開催
- 2) 地域連携フォーラムの開催
- 3) 地域包括ケア研修の開催

2. 地域連携強化と多職種連携会議への参画

- 1) 地域包括関連会議(地域医療構想調整会議、地域ケア会議等)への参画
- 2) 多職種連携会議への参画

事業概要【事業経過、課題、今後の展望】

少子超高齢多死社会においては、医療は病院完結型から地域完結型へと移行し、住み慣れた地域社会で暮らす医療依存度の高い在宅療養者（児）や障がい者（児）が増加し、全世代を対象とした地域包括ケアシステムの構築が求められている。地域において疾病・障がい・健康等の状態にかかわらず全世代を対象に生活全般を支援をする看護職が協働して各職能の機能を発揮し、関係機関・多職種との連携を推進する必要がある。看護職がその機能を発揮するためには、自治体で策定される医療計画・地域医療構想、介護保険事業計画等の策定会議への参画、関係機関・団体との連携体制の構築、看一看連携や多職種とのネットワークづくり（地域連携）が必要である。会議等において、看護の視点で地域の課題を検討し、実情に応じた課題解決ができるように働きかける。

成果

1. 全世代を対象とした地域包括ケアシステムの構築・推進

- 1) 4 職能委員長会議の開催
4 職能委員長会議 9/10 3/6 4 職能委員会合同会議 5/20
- 2) 地域連携フォーラムの開催 11/16 Web 参加者17名

3 全世代の健康を支える看護提供体制の構築・推進

3-2 訪問看護・看多機の推進

実施内容

1. 訪問看護師確保・育成

- 1) 訪問看護推進協議会の開催
- 2) 訪問看護師育成のための研修等
- 3) 新卒者等訪問看護師育成プログラムの活用拡大

2. 訪問看護総合支援センター設置に向けた検討

- 1) 訪問看護推進協議会部会による協議
- 2) 関係団体との連携

3. 看多機に関する取り組みの検討

- 1) 訪問看護推進協議会、関連機関等における情報収集

事業概要【事業経過、課題、今後の展望】

地域においては、疾病・障がい・健康等の状態にかかわらず全世代を対象に生活全般を支援する看護職がその機能を発揮し、関係機関・多職種との連携を推進する必要がある。

地域包括ケアの担い手となる訪問看護師数について、本県は全国において下位であることや小規模訪問看護ステーションが県内5割を占めていることから、訪問看護師の確保・育成を図る必要がある。その際には、新卒者等採用に向けた育成のため新卒者等訪問看護師育成プログラムの活用の拡大を図る。さらに、医療依存度の高い人、退院直後で状態が不安定な人、在宅での看取り支援など、住み慣れた自宅での療養を支える看多機（看護小規模多機能型居宅介護）の推進を図ることを検討する。

また、訪問看護提供体制の推進には、多職種・多機関の連携が重要であり、県内全体のさらなる推進を図ることが必要である。

成果

1. 訪問看護師確保・育成

- 1) 訪問看護推進協議会の開催 7/31 ハイブリッド 3/12 Web
- 2) 訪問看護師育成のための研修等
 - ・訪問看護師指導者育成研修会 9/21 10/5 集合開催 参加者31名
 - ・訪問看護師養成講習会（生涯学習支援再掲） 参加者7名
eラーニング 講義（6/5集合 9/2Web 2/18集合） 実習5日間
 - ・学生向け訪問看護ガイダンス 開催希望12校 実施12校

3) 新卒者等訪問看護師育成プログラムの活用拡大

- ・プログラム支援 支援修了1名（新卒2年目）
- ・新人育成交流会 8/17 集合開催 参加者 新人2名 管理者等5名

3. 看多機に関する取り組みの検討

1) 訪問看護推進協議会、関連機関等における情報収集

- ・県内看多機事業所のリスト管理
- ・ホームページへ看多機情報を掲載
- ・千葉県看多機連絡協議会主催の研修会参加 2/8

3 全世代の健康を支える看護提供体制の構築・推進

3-3 地域包括ケアを実現するための人材確保 (保健師、助産師、訪問看護師等)

実施内容

1. 訪問看護総合支援センター設置に向けた検討(再掲)

2. 看護職の人材確保と活躍の推進

1) 地方自治体への要望

事業概要【事業経過、課題、今後の展望】

出生前から人生の最終段階に至るまでの全世代、医療機関や地域などあらゆる場所を対象とした地域包括ケアシステムの構築・推進のためにも人材の確保と関係機関の連携が重要となる。

訪問看護ステーションの看護職員数(常勤換算)は、人口10万人当たり全国43位にとどまっている現状から、人材確保、経営支援、訪問看護の質向上が課題となっている。日本看護協会が提案している訪問看護総合支援センターは、訪問看護に関するさまざまな課題を一体的・一元的に解決し、地域における訪問看護提供体制の安定化・推進支援を図る拠点であり、協会においても訪問看護総合支援センター設置に向けた検討を継続する。

また、令和5年の県内保健師数は2,461人(自治体勤務1,580人)、人口10万対39.3、助産師数は1,603人、人口10万対25.6(令和4年末)で全国平均よりも低い現状にある。地域包括ケアシステムを推進するためには、地域包括の中心的役割を担う保健師・訪問看護師の増員が求められる。さらに、産科医の減少による院内助産の推進や子育て世代包括支援センターにおける助産師の活躍が求められている。これら地域包括を実現するための人材確保と活躍の推進について、自治体へ要望を継続していく。

成果

1. 訪問看護総合支援センター設置に向けた検討 終了
訪問看護推進協議会(再掲)
2. 看護職の人材確保と活躍の推進
 - 1) 地方自治体への要望
県への要望提出 8/2
会員要望数 106件(36名)

4 地域における健康危機管理体制の整備

4-1 大規模災害発生時の対応体制の強化

実施内容

1. 大規模災害発生時の対応体制の整備

- 1) 役割の明確化と連携強化
- 2) 千葉県保健医療調整会議への参加による関係機関との連携・情報共有
- 3) 災害支援ネットワークの構築と推進
- 4) 災害に備えた体制の整備
- 5) 災害支援ナースの育成

事業概要【事業経過、課題、今後の展望】

近年の災害は広範囲に甚大な被害が頻発しており、平時から有事に向けた準備が必要とされる。令和6年4月より災害支援ナースは、改正医療法に基づき、厚生労働省が指定した研修の修了者を「災害・感染症医療従事者」として登録することとなった。

求められる支援に迅速に対応するためには、災害支援ナースの増員が急務である。

また、情報の共有と関係機関の連携、看護職の役割の明確化が重要であり、千葉県保健医療調整会議への看護職の参加が必須となる。必要な対応策を適切に講じるために、医療・看護の現場である地区部会や会員施設・会員からの情報・ニーズの把握など、県内の情報収集をいち早く行うことが必要である。

成果

- 1) 役割の明確化と連携強化
災害支援ナース派遣調整業務委託に係る県医療整備課との会議
5/22 7/16 9/13 12/12
- 4) 災害に備えた体制の整備
九都県市合同防災訓練千葉市会場訓練への参加 8/28 千葉地区部会 2名
九都県市合同防災訓練千葉県会場訓練（いすみ市）への参加 10/20
長夷地区部会 4名
- 5) 災害支援ナースの育成
災害支援ナース養成研修（再掲）

4 地域における健康危機管理体制の強化

4-2 新興感染症等パンデミックへの対応体制の強化

実施内容

1. 新興感染症等パンデミックへの対応体制の整備

- 1) 協定締結等による役割の明確化と連携強化
- 2) 千葉県感染症対策連携協議会への参加による関係機関との連携・情報共有
- 3) 支援体制の整備
- 4) 感染症対策を担う看護職の育成

事業概要【事業経過、課題、今後の展望】

新型コロナウイルス感染症をはじめとする新興感染症による感染拡大は、世界的な問題であり、医療・看護の現場においては、患者の受け入れや自施設の感染者の発生など、収束の予測がつかない中で長期的に広範囲に及ぶ対策に、看護職の専門性を発揮し続けなければならない。感染症対策を安全・安心に継続するためには、情報の共有と関係機関の連携、看護職の役割の明確化が重要であり、協定締結と千葉県感染症対策連携協議会への看護職の参加が必須となる。

また、必要な対応策を適切に講じるために、医療・看護の現場である会員施設・会員からの情報・ニーズの把握により県内の情報収集をいち早く行うことが必要である。

さらには、感染症対策を担う看護職を育成し、現場の安全と安心を守る支援も重要となる。

成果

- 4) 感染症対策を担う看護職の育成
感染管理研修（再掲）

4 地域における健康危機管理体制の整備

4-3 協会における事業継続計画（BCP）の策定

実施内容

1. 協会における事業継続計画（BCP）の策定

1) 事業継続計画（BCP）の検討

事業概要【事業経過、課題、今後の展望】

近年、広範囲に甚大な自然災害による被害が頻発しており、平時から有事に向けた準備が必要とされる。さらに、長期にわたる感染症の拡大による健康危機に対し、看護職が求められる支援に迅速に対応し、公益法人としての使命を果たすためには、事業継続計画（BCP）を作成し、県民の健康な生活の実現に寄与するという社会的な責任を果たす必要がある。

成果

1) 事業継続計画（BCP）の検討

- ・ 日本看護協会の業務継続計画（BCP）策定に関する情報収集を行った。

5 組織基盤の強化

5-1 会員の定着・確保・拡大

実施内容

1. 会員増の推進

- 1) 新規・再入会の促進
- 2) 継続会員への勧奨
- 3) 情報発信の強化、広報の充実
- 4) 千葉県内看護師等学校・養成所卒業生に向けた協会案内
- 5) 新たな会員獲得のための方策検討

事業概要【事業経過、課題、今後の展望】

2025年、2040年を展望する課題への的確な対応を進めていくため、協会活動の基盤となる組織力の強化が不可欠である。（入会率50%以上）

職能団体の基盤となる会員の定着・確保・拡大に向け、できるだけ多くの看護職の結集を図ることが重要である。

当協会では、2020年より健康の保持増進、疾病予防、病気や障がいがあっても自分らしい生活が送れるよう「2025年に向けた看護の挑戦 看護の将来ビジョン～いのち・暮らし・尊厳をまもり支える看護～」の実現を目指している。実現のためには、看護政策を提案し、実行できる組織として、組織基盤の強化を図り、成長していく必要がある。

成果

- 1) 新規・再入会の促進
会員数 27,791名（うち新規入会 1,880名） 入会率 44.8%
- 2) 継続会員への勧奨
入会後のご案内『入会されたあなたへ～information～』等の送付 1,880名
- 4) 千葉県内看護師等学校・養成所卒業生に向けた協会案内
協会案内 42校 2,668部
- 5) 新たな会員獲得のための方策検討
東京ディズニーリゾート®・コーポレートプログラム利用券
延べ応募者数 854名 当選者数 200名 利用者数 156名（78.0%）
S-QUE新人看護職員研修（全会員向け） 40名

5 組織基盤の強化

5-2 看護政策推進力の強化

実施内容

1. 看護政策推進力の強化

- 1) 地区部会の活動・体制の強化
- 2) 職能間の連携強化
- 3) 看護協会の認知度の向上

事業概要【事業経過、課題、今後の展望】

組織基盤は、重点政策の着実かつ円滑な実施の土台となるものであり、その充実と強化に取り組む必要がある。

本協会は、保健師・助産師・看護師・准看護師のすべての職能が加入できる唯一の職能団体である。それぞれの職能の専門性を生かすとともに職能間の円滑な連携・調整のもと、社会の状況、医療・介護の現場の課題、国の政策・施策の動向を踏まえ事業を推進してきた。引き続き着実に政策推進の強化に取り組む必要がある。

成果

1) 地区部会の活動・体制の強化

役員会67回（千葉4 市原6 船橋5 市川6 松戸6 東葛4 印旛5 利根8 山武6
長夷4 君津5 安房8）

連絡会23回（千葉2 市原2 船橋2 市川2 松戸2 東葛 印旛2 利根2 山武2
長夷2 君津2 安房2）

研修会22回（千葉2 市原2 船橋2 市川 松戸2 東葛2 印旛2 利根2 山武2
長夷2 君津2 安房）

まちの保健室 常設型18回（千葉 船橋2 市川3 松戸 東葛2 印旛2 利根3
長夷3 君津）

イベント型8回（千葉 市原 船橋 印旛 山武2 君津 安房）

会計担当者会議 6/13

地区部会長会 8/2 1/17

2) 職能間の連携強化

4 職能委員長会議 （再掲）

3) 看護協会の認知度の向上

県民向け広報誌「げんき」創刊 25,000部